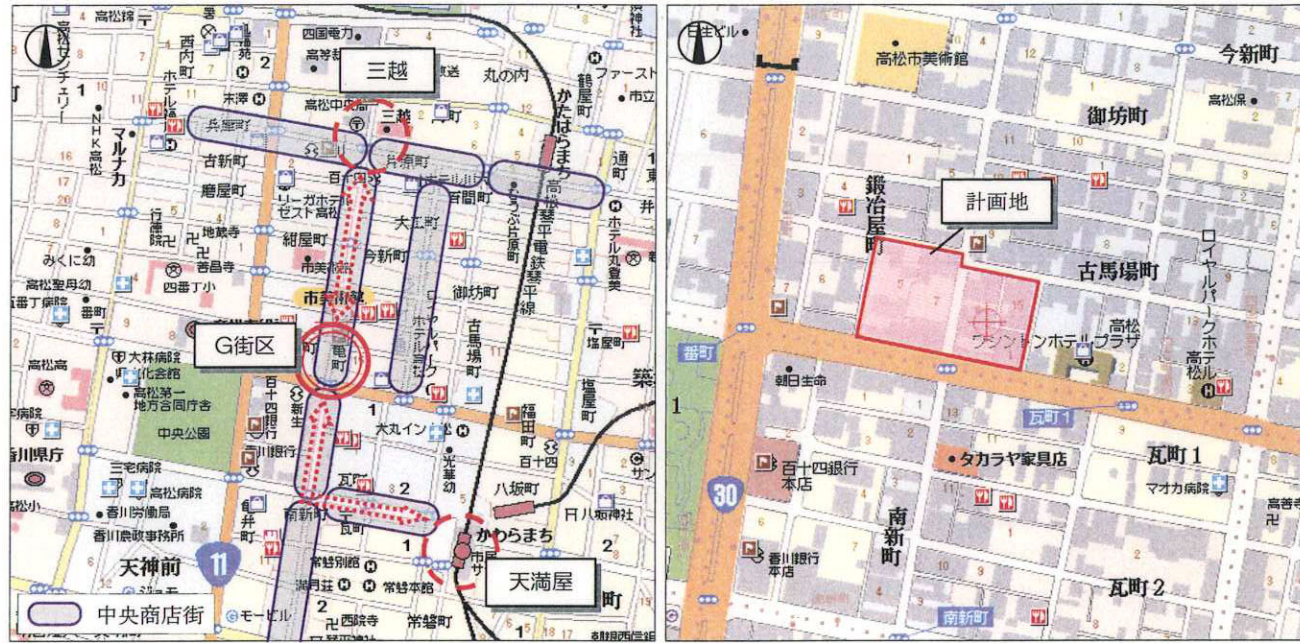


高松丸亀町商店街G街区第一種市街地再開発事業 事業計画概要

1. 計画地概要

施行地区の位置 香川県高松市丸亀町、鍛冶屋町、古馬場町、瓦町の一部
 施行地区の面積 約1.25ha
 地域・地区 商業地域・防火地域・高度利用地区



2. 計画の経緯及び今後の予定

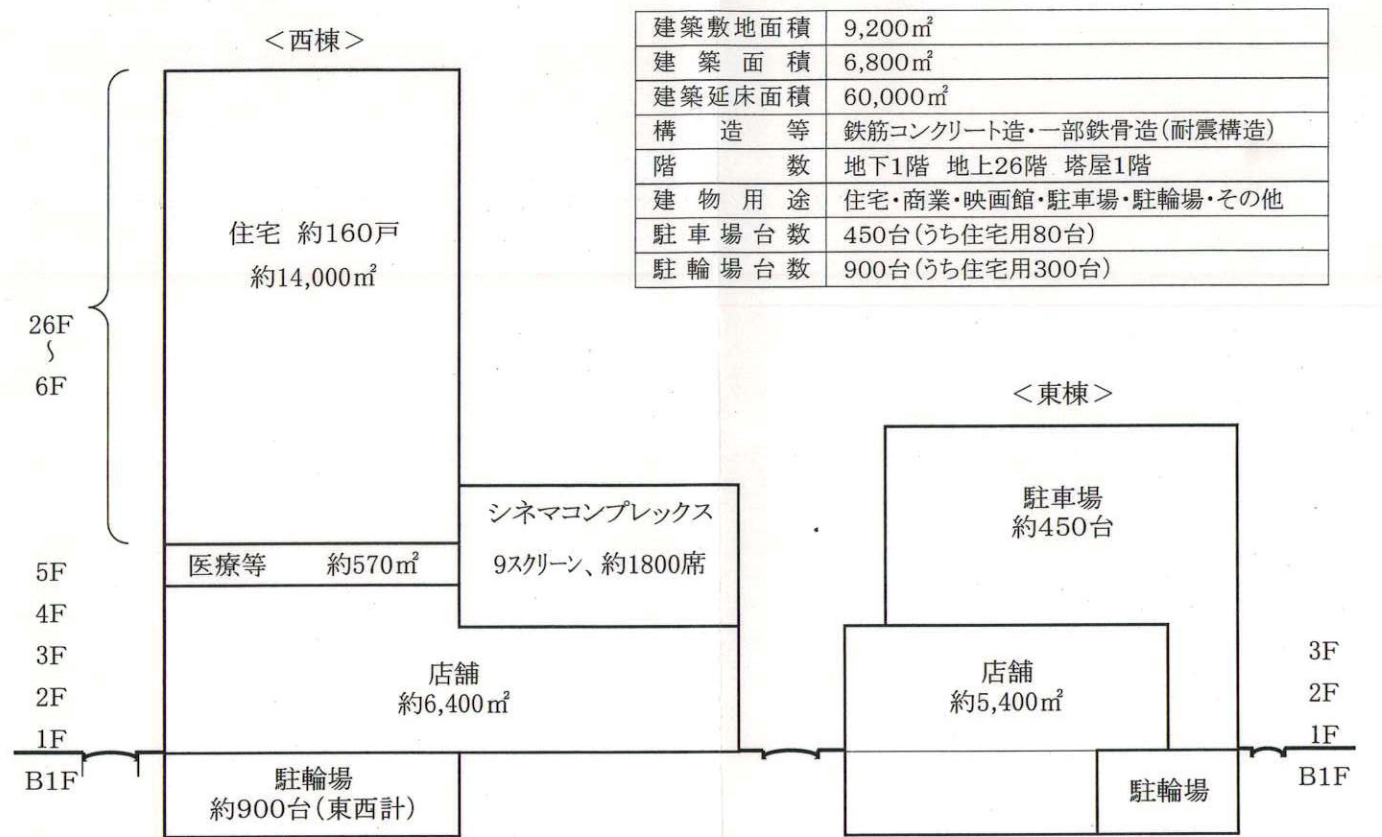
| | |
|------------|----------------------------|
| 平成3年度 | 高松市中心商業地区・地区更新基本計画策定(高松市) |
| 平成5年10月 | 高松市中心商業地区市街地総合再生計画(建設大臣承認) |
| 平成7年7月 | 高松丸亀町商店街市街地再開発準備組合設立 |
| 平成7・8年度 | 基本計画策定・推進計画策定 |
| 平成10年度 | 中心市街地活性化基本計画(高松市) |
| 平成13年3月 | 都市計画決定告示 |
| 平成13年11月 | 事業計画認可及び組合設立認可 |
| 平成14年度 | 都市再生緊急整備地域指定(都市再生本部) |
| 平成17年度(予定) | 実施設計着手 |
| 平成18年度(予定) | 権利変換計画 |
| 平成19年度(予定) | 工事着工 |

3. 導入機能のコンセプト

高松および中央商店街の中心という立地特性を有するG街区の中心に、まちの新しい顔となる広場を設置した。また、既存業種の規模を現況並、集客施設と不足業種を新たに導入する計画とした。

| | |
|----------|---|
| 広場 | 中央商店街の真中(三越～天満屋の中心)という立地特性を活かし、これまで高松の中心商店街に無かった都市型広場を街区内に設け、賑わいやくつろぎ、溜まれるゆとりある空間を来街者に提供する。(店舗に整備できる空間をあえて広場として整備。) |
| 商業 | 既存商圏の確保 ⇒ 丸亀町の主構成である物販・飲食・サービスは現況並 足元商圏の確保 ⇒ 生鮮食料品等の不足業種の拡充 広域からの集客 ⇒ シネコン等のエンターテインメント施設の導入(50～60万人/年間) |
| 住宅 | 約160戸の住宅を併設することで、居住者の中心部回帰を促し、街としての厚みを形成していく。 |
| インフラ(交通) | 約870台の駐輪場および436台の駐車場を設置し、あわせて東西の道路を拡幅することにより、現在商店街に溢れて歩行者の阻害要因となっている迷惑駐輪を減らし、店舗や広場、たまり空間の相乗効果により歩行者体験を豊かにする。 施設併設の駐輪場という観点だけでなく、他の駐車場との連携により、利用者利便を図る。 |

4. 施設建築物の概要(予定)



5. 完成イメージ

